

Title	<文献紹介>ハンナ・アーレント著『暴力について』
Author(s)	志水, 凜
Citation	メタフュシカ. 2020, 51, p. 67-72
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78428
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

《文献紹介》

ハンナ・アーレント著

『暴力について』

Hannah Arendt, *“On Violence”: Crises of the Republic*, Harcourt Brace Jovanovich, Inc., New York, 1972

志水 凜

本稿では政治思想家ハンナ・アーレントの論文集“*Crises of the Republic*”（邦題：『暴力について——共和国の危機』）に掲載されている“On Violence”（『暴力について』）を取り上げる。1969年に発表された本論文は、冷戦の最中、世界各地で生じた学生運動を主な背景とし、これまで十分に検討されてこなかったとされる政治学用語としての暴力についての省察がなされる。

本題に入る前に、本論文の第1節でも展開される、学生運動の担い手である若者たちと「新左翼」という政治勢力に関するアーレントの見解を、簡単にではあるが取り上げることにしよう。彼女は学生運動に対して端的に賛同しているとは言い難いが、しかし全面的な反対もしていない。60年代当時の若者は、進歩したテクノロジーが戦争に転用され、人類の生存に対する核兵器の脅威を生まれながらにして経験しているため、「未来があるということにけっして確信をもてない世代」（『暴力について』120：一一一）¹であるとされる。そうした危機感を持ち合わせた彼らの「行為しようという決意、行為することの喜び、自分の努力で物事を変えることができるという確信」²については賛意を示しながらも、行き過ぎた学生運動、つまりイデオロギーに結びついた狂信的な暴動には冷徹な視線を向けている。そのイデオロギーの一つである「新左翼」に対しては、マルクスとかけ離れていることに気づいてすらいないその思想の不明瞭さや、ファンオンやサルトルから着想を得た暴力への礼賛という点を厳しく批判している。

ここから見てくるのは、『人間の条件』（1958）で主張された政治への参加、公的領域におけ

¹ 本文中で引用される『暴力について』の引用ページ数の表記は原書と邦訳書（『暴力について——共和国の危機』山田正行訳、みすず書房、2000年）を併記するものとする。ここでは原書のページ数はアラビア数字、邦訳書の頁数は漢数字で表す。また、以下特に表記がない場合は全て『暴力について』からの引用を表す。

² Hannah Arendt, *Thoughts on Politics and Revolution A Commentary: Crisis of the Republic*, Harcourt Brace Jovanovich, Inc., New York, 1972, p. 202.

る行為 [action]³ について、アーレントが思い描く政治へのアプローチの実践的な態度である。暴力と政治の関係、そして現代においてもしばしば混同される暴力と権力の相違を分析することにより、ただ政治に参加するだけでなく、どう参加すべきなのか、という問いに対するアーレントの答えが浮き彫りになってくるのではないだろうか。

以下、本稿では本論文で取り上げられる科学と暴力、そして権力と暴力、これら二つの点に着目し、アーレントの暴力論についての概要を掴むことを試みる。

科学と暴力——科学技術と自然科学の視点から

政治学的な意味で用いられる際の暴力 [violence] とは何を意味するのか。アーレントはエンゲルスの指摘にならない、暴力とは常に機器や道具と結び付けられるものであるとする。これは、物や人という個別的な実在に固有の性質である力 [strength] や、自然の力または事の成り行きを表す強制力 [force] とは区別される。大勢の人を前にする政治という場における暴力は、力 [strength] がテクノロジーによって強化されたものと言ってよい。暴力が道具に依存する以上、その威力が増すほど暴力も増幅されるが、アーレントは核兵器等を念頭に置きながら「暴力の機器の技術的な発達が、いまや、どんな政治的目標もとうていその破壊力には引き合わない」(105: 九七) ところにまで達してしまったと主張する。

こうしたアーレントの暴力に対する危機感は、暴力を特徴付けるもう一つの要素である手段—目的のカテゴリーに大きく関わっている。暴力は目的それ自体ではなく、常に何らかの手段として用いられるが、人間の事柄に関する手段—目的のカテゴリーでは、手段が目的を圧倒してしまうことがあるという。例えば何らかの政治的目的は、製作物を作るときの目的とは異なり、その結果を確実に予言することはできない。それゆえに人間同士の事柄については、ある目的よりもそれを達成するための手段の方が、未来の世界に対して関連性を持つ。つまり遠い将来的な目的ではなく、現実に近い手段が未来を作り変えていくことがあり、そうした意味で手段は目的を押しつぶしてしまうことがある。手段としての暴力の実践は世界を変える強い力を持っているが、その本来の目的を見失うと、はじめは想定もしていなかったような負傷者や死者が生じってしまう危険性を常に孕んでいるのである。

一方で、当時から自然科学によって暴力自体に関する分析が盛んに行われていた。生物学や動物学という分野において、暴力や人間の攻撃性の研究がすでになされているにも関わらず、あえて政治学的視点から暴力を捉え直そうとするのには二つの理由がある、とアーレントは言う。

第一に、動物学者の著作の多くは魅力的だと思われるが、それがわれわれの問題にどのよう
に適応できるのかは、わたしにはよくわからないのである。……ある種の動物は人と非常に
よく似た行動をとるというのではなく、むしろ「人は集団による縄張りをつくる種と非常に
よく似た行動をとることを認識する」よう求められる理由がわたしには理解しがたい。(156: 一四七)

³ [action] について、志水速雄氏による「活動」という訳語が一般的であるが、ここでは山田正行氏の訳に基づいて「行為」とする。

第二に、社会科学と自然科学両方の研究結果は、暴力的な行動を「自然」な反応と見る傾向が強く、われわれがそうした研究結果を知らないで「自然」な反応だと認めるのも吝かではないという場合に比べると、その傾向ははるかに強いという点である。(157：一四八)

第一の理由では、動物学の研究結果を素直に人間の行動に当てはめて考えることができるのか、そして当てはめて考えなければならない理由はあるのか、と問うており、第二の理由では、暴力に見られる攻撃性が「自然」な反応であるという分析に対して疑いの目が向けられる。この第二の理由に関して、生物学や動物学でいう「自然」とは獸的、非理性的という意味であり、理性と対置される。自然科学の見解では、暴力とは動物としての攻撃本能であり、そこに理性はない。しかしアーレントは、暴力自体を「自然」な反応と端的に決めつけることはできないという立場をとる。その根拠として、暴力の前段階ともいえる「憤り」についての例が提示される。私たちが普段何かに対して憤りを覚えるとき、それが非理性的な時もあるが、多くは「条件を変えることができそうなのに変えられていないのではないかと疑うだけの理由がある」(160：一五〇) 場合であるとし、換言すればそれは正義感が害された場合であるとアーレントは言う。こうした憤りおよびそれに伴う暴力は、極めて人間的な情緒の一つであって、決して獸的でも非理性的でもないのである⁴。自然科学的観点の暴力に対するアーレントの見解をまとめてみると、暴力、とりわけ政治学的な意味での暴力を自然科学的に分析し、攻撃本能として定義づけるのはナンセンスであり、また暴力行為が常に動物的な衝動に駆られているという見方は、暴力によって生じる人間の問題を何も解決しないどころか、それを肯定すらしてしまっている、ということになる。

ここで注目すべき点は、アーレントは暴力自体を完全に否定しているわけではないということだ。「公的領域においても私的領域においても、極めて迅速で暴力的な行動が唯一の適切な策であるような状況は存在」(160：一五一) し、「ある種の環境では暴力——議論や言論の伴わない、また結果の計算をしないで行動すること——が正義の天秤を再び正しい状態にする唯一の方法だ」(161：一五一) とも述べているのである。アーレントは暴力を理性的な暴力と非理性的な暴力に分けて考えており、暴力が非理性的になるのは、「それが代用物 [substitutes] に向けられたとき」(161：一五二) であり、「それが『理由づけ (rationalized)』をしなければならなくなった瞬間、いいかえれば、抗争の過程で反応 (re-action) が行為 (action)」(163：一五四) となったときである。すなわち、理性的な暴力とは単なる手段であり、かつ常に正当防衛としての反応や抵抗であって、そのような場合の暴力は有効な手段として認められるが、暴力が能動的な行為 [action] へと変容し、反応すること以外の理由を探し求め始めると、それは非理性的な暴力となる。

権力と暴力——二つの相違点

では、より政治学的視点からの暴力について、とりわけ権力 [power] との対比を通して見ていこう。本論文第2節において、アーレントは権力や暴力といった用語がきちんと識別されてい

⁴ ここでアーレントは、ハーマン・メルヴィル (1819-1891) の遺作『ピリー・バッド』(1924) における善良な青年ピリー・バッドが自分に対して不利な偽証をした男を殴り殺したことをその古典的な例として挙げている。

ないことについて「政治学のかなり嘆かわしい現状を反映している」(142:一三二)と述べているように、両者は明らかに違った現象を指すにも関わらず、C・ライト・ミルズやヴェーバーは暴力を権力の延長とみなしているとして彼らを批判する⁵。またジュヴェネルをはじめとする思想家たちは、権力は他者を支配するときに用いる手段であると理解しており、その理解はヨーロッパの伝統的な国家体制、特に国家の絶対的主権という観念を主唱したボダンやホブズ、さらにはヘブライーキリスト教的伝統とその「法についての命令的概念」(138:一二八)にまでその着想を遡ることができるという。つまり、国家における権力が語られるとき、それは常に命令—服従の関係が念頭に置かれながら、権力は支配を、法は命令を表し、暴力は究極的な支配を表している。

これに対しアーレントが支持し提唱するのは、もう一つの伝統的な用語法である、アテネの都市国家とローマの統治形態に見られる共和政における権力概念である。その支配体制では、命令—服従の関係によらない権力と法の概念がある。その法の支配は命令ではなく人民の権力に依拠しており、つまり法が人々に命ずるのではなく、市民が法に同意[consent]することを意味する。そして、人民の支持によって国の制度に権力が与えられるのであり、人民の生きた権力が顕現されたものが政治制度ということになる。権力の支持というこの考え方は、民主政だけでなく様々な君主政についても当てはまる。こうした権力概念から、暴力と権力についての相違が提示される。

実際権力と暴力との最も明白なる相違点の一つは、権力はずねに数を必要とするのにたいして、暴力は機器に依存するがゆえにある点までは数がなくてもなんとかやっているといる点にある。(140-141:一三〇—一三一)

権力の極端な形態とは、全員が一人に敵対するものであり、暴力の極端な形態とは、一人が全員に敵対するものである。(141:一三二)

ここで言われる権力は個人の持つ性質ではなく、複数の人々の間に属し、その間でなんらかの同意を維持し続ける限りにおいて存在することができる。それに対し、暴力は機器の性能に頼ることができるので、独力でも行使が不可能ではない。こうした違いから、権力と暴力は異なる性質を持つ現象である。

また、先に見たように暴力は道具的なものであることから、それを行使するときの目的が必要であった。一方、権力は「目的自体」(150:一四〇)であり、人々が集まって政治的目標やその手段を考えるのに必要な条件である。アーレントはこの相違を正当化と正統性の違いとして以下のように説明する。

権力は政治的共同体の存在そのものにはほんらい備わっているものであるから、いささかの正

⁵ このアーレントの見解に対する批判は、石田雅樹「革命・権力・暴力」『アーレント読本』(日本アーレント研究会編、法政大学出版局、2020年)第2節を参照。

当化 (justification) も必要としない。権力が必要とするのは正統性 (legitimacy) である。……正統性は最初に人々が集まることに由来するのであって、その後につづくであろうなんらかの行為に由来するのではない。正統性は、異議が申し立てられたときには、その過去に訴えることを根拠とするが、これにたいして正当化は未来にある目的に関連している。暴力を正当化することはできるが、しかし暴力が正統なものであることはけっしてないであろう。(151：一四一)

人々の同意に基づく権力の正統性は、暴力のように武器を持って相手を服従させるほどの強さを持っているわけではなく、また「暴力は権力を破壊することができる」(152：一四二) ことから、決して強靱なものではない。しかしながら、この正統性という言葉には、複数の人々が集まって同意するところにこそ権力は生じ、そこで初めて政治が可能になるという、アーレントの考えの核心が滲み出ているように思われる。どんな政府にも、それがたとえ全体主義的支配者であっても、必ず権力の基礎を必要とするのであり、暴力だけの手段に基づく政府はこれまでかつて存在したことはない、とアーレントは述べる。なぜなら、権力は決して暴力から生まれることはないからである。このことから、権力と暴力は同一でないだけでなく、全く対立する現象と言える。

一方、政治学用語としての暴力と権力は対立するとしても、現実にはわれわれは権力を暴力と同一視する誘惑にかられやすく、実際の政治においては警察や軍備⁶を持った国家のように、両者が並存しているために、その区別は非常にわかりにくい。ではこの際の両者の関係についてアーレントはどのように考えているのか。まず先ほど述べたように、暴力自体は悪と等置されるわけではない。国家が持つ暴力は、反抗者や犯罪者が現れた際にそれらから国家の権力構造を守るために行使される場合、そしてその正当化の背後には多数の同意を得た権力が控えている時に認められるのであり、権力に支えられていない暴力は全く役に立たない、というのが彼女の見解である。少なくともここで主張されるのは、暴力の行使で権力を得られることはないということ、そして権力に制限されていない暴力は全ての権力の破壊へとつながる危険性があることを理解しておかねばならない、ということである。

共和国の危機——結びにかえて

さて、テクノロジーや自然科学の発展と権力との関係性から暴力についてのアーレントの考察を見てきた。最後に、本論文が掲載されている論文集のタイトルおよび邦訳書の副題にもなっている「共和国の危機」について触れておくことにする。この論文集には「暴力について」の他にも、「政治における嘘——国防総省秘密報告書についての省察」(1971) や「市民的不服従」(1970) が収録されており、これらはいずれもベトナム戦争や学生反乱で混沌としていた当時のアメリカ合衆国の状況についてのアーレントの考察である。「暴力について」もその例外ではなく、合衆国の権力のあり方に対する危機感が窺える。

⁶ 国家の暴力については「国内問題でも外交関係でも、権力構造を個々の挑戦者——外敵や国内の犯罪者——から守る最後の手段」(146：一三六) として登場するとしている。

近年きわめて露わになってきた解体の過程——公共事業、学校、警察、郵便配達、ゴミ収集、運送機関等々の衰退、高速道路における死亡率、都市における交通問題、大気や水の汚染——は手に負えなくなってきた大衆社会の必要から自動的に生じた結果である。これらは時を同じくして起きた種々さまざまな政党という制度の衰退と軌を一にし、しばしばそれによって加速されている……。巨大さは脆弱さに悩まされる。小国を除けば、権力構造に入ったひびは広がる一方である。……われわれの諸制度から、いうなれば一滴また一滴と漏れ出ているように耐久性と弾力性が知らず知らずのうちに破壊されていっているさまは、われわれにも観察できるし、ほとんど測定できるほどである。(181：一七一—一七二)

権力構造の瓦解が見え始めている一つの要因は、公的領域の官僚制化であるとアーレントは主張する。官僚制⁷は、全ての人が政治的自由や行為する権力を奪われている統治形態であり、世界的な学生運動の憤りの矛先はこの官僚制に向けられている。とりわけ言論や思想の自由を求める東側に対し、西側の合衆国では自由はあるがそれを政治的な行使に結びつけることができない条件下にあり、大学の自治などの公的な行為が規制されていることについて若者たちは反発した。さらに大学だけの話には止まらず、合衆国内では南北戦争以来中央集権的な行政へと改革が進み、連邦政府が州政府の権力を押さえつけているように、人々が集まり、行為する基盤となっていた権力が、二大政党に独占され、徐々に生きた権力としての統率力が失われる「権力の無力」(183：一七三)があらわになり始めているというのだ。そうした権力の減退が今後どのように発展するかわからないが、それはますます暴力の誘発を呼び起こすことは知っておくべきである、という呼びかけで本論文は締めくくられている。

ここで、本稿の初めに提起した、政治参加、公的領域における行為の実践についてのアーレントの思想はいかなるものか、という問いに戻ろう。この暴力論から見えてくる一つの答えは、どれだけ政治的な主張から始まった暴動やテロでも、道具的な手段である暴力それ自体は政治的行為とは言えないということだ。公的領域においては、まず複数の他者がいることが前提となっていなければならない、他者と言葉を交わして互いの同意できる点を模索していくことが行為である。そしてその同意の一例として挙げられたのが権力であった。権力は支配—服従の関係でとらえるものではなく、人民の支援からなり、政治の場においては、暴力による強制ではなく、その法や制度についての同意が権力の正統性をもたらす。また、機器の威力が増強され続ける現状において、権力なき暴力、非理性的暴力はわれわれの行為を可能にする公的な場だけでなく、人類の生存まで脅かす可能性があるという危機的状况について、アーレントは警鐘を鳴らしているのである。人々が言葉を交わし、同意を形成できる場を保つことができるか否かは、人々の間にある権力と、暴力の破壊力と非生産性に対する我々の理解にかかっているとと言えるだろう。

(しみずりん 哲学哲学史・博士前期課程)

⁷ 「官僚制とはすなわち、一者でもなければ最優秀者でもなく、また少数者でもなければ多数者でもなく、だれもがそこでは責任を負うことのできない官庁の匿名システムであり、無人による支配とでも呼ぶのが適切であるようなものである。」(137：一二七)